

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

I n d e x

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

移行登記日に関する内閣府からのお知らせ	……………2010.10.21 掲載版
全国申請状況	……………2010.11.10 速報版

NEWS ・ お知らせ

『特例民法法人実務研修』	……………2010.11.12 セミナー開催！
『特例民法法人実務研修』	……………2010.12.3 セミナー開催！

今月の TOPIX

「公益法人等に対する財産の寄附」に関する非課税要件について	……………事例研究
-------------------------------	-----------

公益法人協会等からのお知らせ ・ 最新動向について

～ 早期申請による登記日の調整が可能になります！～ ほか

移行登記日に関する内閣府からのお知らせ

内閣府より審査終了後の答申の際に、登記日の希望がある場合は認定・認可日を調整して対応してもらえ旨のお知らせがでています。ただし、時期・内容・審査状況によっては間に合わない可能性がある為、早期の申請が望まれます。

特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ >>>

<http://bit.ly/93XhCM>

全国申請状況

～統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 22 年 10 月末時点:全国の申請状況(平成 20 年 12 月 1 日～平成 22 年 10 月 31 日)

行政庁からのお知らせ詳細 > > >

<http://bit.ly/bvDbco>

NEWS ・ お知らせ

『特例民法法人 実務研修』 (11 月、12 月開催)

主催 : 全国公益法人協会 西日本事務局

「公益認定、移行認可申請の留意事項と区分經理のポイント」と題し、下記の要領でセミナーを
沖縄、宮崎にて開催します！

11 月開催分 (IN 沖縄)

日 時 : 11 月 12 日(金) 午前(講座)10:00～15:00 午後(相談)15:00～17:00

相談は 1 法人 30 分(4 法人)で事前受付となります。

会 場 : 沖縄産業支援センター(会議室大)

講 師 : 廣門 誠彦 (篠原・植田税理士法人 経営管理事業部 公益法人担当)

轟 徹哉 (篠原・植田税理士法人 経営管理事業部)

概 要 : 公益目的支出計画

・公益目的支出計画の概要 ・具体例の解説

財務に係る認定基準

・経理的基礎 ・収支相償 ・公益目的事業比率 ・遊休財産額

組織運営に係る認定基準

・親族等に関する役員の 3 分の 1 基準

・役員報酬の制限に関する基準等の解説等

区分經理のポイント

・一般法人 ・公益法人 ・その他共通

12 月開催分 (IN 宮崎)

日 時 : 12 月 3 日(金) 10:00～15:00 (個別相談含む)

会 場 : ひまわり荘(第四研修室)

講 師 : 廣門 誠彦 (篠原・植田税理士法人 経営管理事業部 公益法人担当)

概 要 : 上記、11 月開催分をご参照ください。

詳細はこちら、セミナー情報より > > > <http://www.shinohara-cpa.com>

(12 月開催分については、近日中にアップ予定)

=====
今月の TOPIX

「公益法人等に対する財産の寄附」に関する非課税要件について

- - 事例研究

今回は、個人が公益法人等に対して財産の寄附をした場合の取扱いについて紹介します。

以下にいう寄附とは、既設の公益法人等に対する財産の贈与・遺贈のほか、新たに公益法人等を設立するための財産の提供をいいます。

. みなし譲渡所得の非課税とは

そもそも、個人が法人に財産を寄附(贈与・遺贈)する場合、原則として「寄附者」である個人に対し、財産を時価で譲渡したものと「みなし譲渡所得課税」が発生します。(所法 59) 「みなし譲渡所得課税」とは、財産を時価で売却し収入があったとみなし、その財産の取得費などを差し引いた所得に対して所得税をかけるというものです。

しかし、個人が公益法人に対して寄附をした場合(贈与又は遺贈により公益法人等が財産を取得した場合)、その譲渡所得等に係る所得税は非課税となります。(= 一定の要件を満たす公益法人等への贈与(寄附)の場合は、「みなし譲渡所得課税」は発生しない。(措法 40))

ただし、公益法人の定款又は規則において、以下に挙げる一定の要件を満たす必要があります。

. 公益法人に対する一定の要件とは

運営組織の適正性が確保されていること、さらに、

役員等(1)のうち、親族関係にある者 + 親族等(2)の合計数 = それぞれの役員等の合計の
3分の1以下と定めていること。

1 : 理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの

2 : 役員等と特殊の関係がある者

A) 親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

B) 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で、その役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

C) A)又はB)に掲げる者の親族で、生計を一にしているもの

D) 親族関係を有する役員等及び、A)~C)のほかに、以下に挙げる法人の役員又は使用人である者

a) 親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

b) 親族関係を有する役員等及び、A)~C)の者並びに特殊関係にある法人を判定の基礎にした場合、同族会社に該当する他の法人

財産の贈与者・遺贈者、その公益法人等の役員等・社員・親族等に対し、特別の利益を与えないこと。

(例 : 資産の譲渡、施設の利用、金銭の貸付、給与の支給、役員等の選任 等)

その公益法人等が解散した場合、残余財産が国・地方公共団体又は、他の公益法人等に帰属する旨を定めていること。

その公益法人等につき公益に反する事実がないこと

公益法人に対する要件は以上です。

さらに一歩踏み込んで、非課税制度の対象となる一般法人に対する一定の要件もみていくと . . .

・一般法人に対する一定の要件とは

公益法人と同様、親族および親族等に関する定款記載要件は共通ですが、一般法人になると、運営組織の適正性の確保がより厳しく求められています。

その要件とは以下の通りです。(~ 運営組織の適正性要件、一部抜粋)

理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること

理事会を設置すること

理事会の決議は、理事総数(理事現在数)の過半数の決議を必要とすること(特別決議を除く)

社員総会の決議は、別段の定めのある場合を除き、議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数の決議を有すること

役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと

監事には、理事(親族その他特殊の関係にある者を含む)及びその法人の職員を含めないこと

また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと

以上がその主な要件となります。

ちなみに、上記以外の、その他の公益目的事業を行う法人(社会福祉法人や学校法人)なども対象となりますが、その場合においても一定の要件をクリアしなければなりません。

参照資料 租税特別措置法施行令第25条の17 第6項、措置法40条、措置法70条

.....
<スタッフより>

10月末は担当先の理事会などに2回ほど出席させていただきました。直の声をお聞きするいい機会であるとともに、移行のお手伝いをさせていただくことで、通常業務を超えて様々なお客様に出会えることにとっても感謝しております。

これから年度末に向かい色々な意味で繁忙期となりますが、皆さま体調管理にはくれぐれもお気を付け下さい。(早野)

.....
ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行 : 篠原公認会計士事務所グループ

編集 : 窪田

住所 : 〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL : 092-751-1605 FAX : 092-741-2581
